

最高裁秘書第3516号

令和3年12月1日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 中村



司法行政文書開示通知書

10月31日付け（11月1日受付，第030674号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する司法行政文書の名称等  
最高裁判所事件月表（令和3年9月分）（片面で3枚）
- 2 開示の実施方法  
写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）

# 1. 最高裁判所事件月表（民事）

令和3年9月分

訟廷事務室統計係

新受・既済・未済別 法定別	新 受					既 済					未 済					1月からの累計					
	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新 受	既 済				
総 数		121	184	[2]	198	[2]	503		(2)	147	226	216	[2]	589	4	437	730	696	1867	4936	4651
民 事 総 数		99	155	168	422		124	196	194	514		363	613	576	1552	4227	4011				
特別上告(テ) うち少額異議		2	2	2	6		1	4	2	7		2	4	3	9	44	47			(1)	(1)
上告(オ) (旧法) (新法) (並行)		33	51	56	140		47	49	61	157		90	193	172	455	1243	1174				
上 告 受 理 (受) (並行) (受理決定)		38	59	65	162		55	69	78	202		120	250	220	590	1527	1418				
再審(訴訟)(ヤ)								1		1		1		1	2	10	10				
特別抗告(ク) (並行)		23	36	39	98		19	56	43	118		33	53	61	147	892	919				
許可抗告(許)								1		1		2	3	2	7	13	21				
再審(抗告)(ヤ)			4	4	8			4	5	9		84	93	96	273	313	227				
民 事 雑(マ)		3	3	2	8		2	12	5	19		31	17	21	69	185	195				
行 政 総 数		22	29	[2]	30	[2]	81		[2]	23	30	22	[2]	75	4	74	117	120	315	709	640
特別上告(行テ)																					
上告(行ツ) (旧法) (新法) (並行)		9	12	[1]	12	[1]	33		[1]	9	10	8	[1]	27	1	11	29	32	73	218	210
上 告 受 理 (行ヒ) (並行) (受理決定)		11	14	[1]	15	[1]	40		[1]	11	13	9	[1]	33	3	19	39	47	108	288	277
再審(訴訟)(行ナ)																					
特別抗告(行ト) (並行)		2	3	2	7		3	6	3	12		2	3	3	8	61	64			(1)	(1)
許可抗告(行フ)																3	4				
再審(抗告)(行ナ)				1	1			1	1	2		38	36	31	105	109	68				
行政 雑(行ニ)									1	1		4	10	7	21	30	17				

注 上告(オ)・(行ツ)欄の上段は旧法事件数で、中段は新法事件数で、いずれも外数であり、下段( )数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

(令和3.10.14 訟統印)

上告受理(受)・(行ヒ)欄の中段( )数値と特別抗告(ク)・(行ト)欄の下段( )数値は、並行申立てのある事件数で内数である。

上告受理(受)・(行ヒ)欄の新受の下段( )数値は、係属事件の内、当月受理決定のされた事件数であり、既済・未済の下段は、受理決定のあった事件数で内数である。

[ ]数値は分配替え、( )数値は大法廷回付があった事件で新受計・既済計に含まれない。

## 2. 最高裁判所事件月表（刑事）

令和3年9月分

事件別	新受・既済・未済別 法廷別	新					既					未					1月からの累計					
		大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計	新受	既済				
総数			59	150	135	344		78	165	179	422		(37)	102	(57)	178	(42)	143	(136)	423	3177	3280
訴訟事件	総数		11	42	38	91		38	59	81	178		(37)	76	(57)	131	(42)	109	(136)	316	1339	1445
	第一審判決に対するもの																					
	うち裁判員関与																					
	控訴審判決に対するもの		11	42	38	91		38	59	81	178		(37)	76	(57)	131	(42)	109	(136)	316	1339	1445
	うち裁判員関与				6	6	12		3	7	2	12		(16)	16	(16)	17	(13)	15	(45)	48	127
非常上告																						
再審																						
総数			48	108	97	253		40	106	98	244		26	47	34	107				1838	1835	
再審請求				2	1	3		3			3		1	5	2	8				28	26	
上告受理申立て																				14	14	
法廷等の秩序維持に関する法律に基づく特別抗告																						
判決訂正申立て				2		2			1		1				1					6	5	
特別抗告申立て			19	50	63	132		8	62	52	122		15	15	22	52				858	847	
医療観察再抗告			1	1		2				1	1		1	1		2				22	21	
費用補償請求															1							
上訴費用補償請求のあったもの																						
刑事補償請求																						
訴訟費用免除申立て			5	6	1	12		2	5		7		5	3	1	9				64	63	
刑事雑			23	47	32	102		27	38	45	110		4	21	9	34				846	859	
没収の裁判の取消し上告事件																						

## 3. 上告事件の既済区分表

区分	法廷別	大法廷	第一小法廷	第二小法廷	第三小法廷	計				
		民事上告	総数		57	63	71	191		
民事上告	判決									
	決定		57	63	70	190				
	その他				1	1				
民事受理	総数		66	82	87	235				
	判決									
	決定		66	82	86	234				
	その他				1	1				
刑事上告	総数		38	3	59	7	81	2	178	12
	判決					1		1		
	決定		32	3	51	7	73	2	156	12
	その他		6		8		7		21	

(注1) 刑事に関する計上数は、すべて人員である。

(注2) 2. 最高裁判所事件月表（刑事）中未済の（ ）数値は、上告受付時に被告人の身柄が勾留中のもので内数である。

4. 上告既済事件の審理期間表

令和3年9月分

法廷別	受理年度 審理期間	総 数	受 理 年 度 別					審 理 期 間 別							
			3 年	2 年	元 年	30 年	29 年	28 年	2 月 以 内	3 月 以 内	6 月 以 内	1 年 以 内	2 年 以 内	3 年 以 内	5 年 以 内
民事上告	総 数	191	188	3				33	66	73	19				
	大 法 廷														
	第一小法廷	57	56	1				13	17	21	6				
	第二小法廷	63	63					8	27	21	7				
	第三小法廷	71	69	2				12	22	31	6				
民事受理	総 数	235	232	3				33	79	99	24				
	大 法 廷														
	第一小法廷	66	65	1				15	19	26	6				
	第二小法廷	82	82					8	30	34	10				
	第三小法廷	87	85	2				10	30	39	8				
刑事上告	総 数	178	177	1				58	106	11	3				
	うち裁判員関与	12	11	1				1	5	5	1				
	大 法 廷														
	うち裁判員関与														
	第一小法廷	38	38					16	21	1					
	うち裁判員関与	3	3						2	1					
	第二小法廷	59	58	1				20	32	5	2				
	うち裁判員関与	7	6	1					3	3	1				
	第三小法廷	81	81					22	53	5	1				
うち裁判員関与	2	2					1		1						